

初等中等教育段階における生成 AI の取扱いに関する論点案

- 令和 5 年 7 月の「初等中等教育段階における生成 AI の利用に関する暫定的なガイドライン（以下、「現行ガイドライン」という。）」は、急速に普及する生成 AI に対応すべく、その作成時点で一定の考え方を国として示したもの（学校関係者が生成 AI の活用の適否について判断する際の参考資料であり、一律に禁止・活用の義務付けをする性質のものではない）。
- 作成後、約 1 年が経過した現在において、以下のような論点に関わって、現行ガイドラインの改訂が考えられるのではないか。

1. 生成 AI に関わるサービス・技術の進展について

- 現行ガイドラインは ChatGPT をはじめとした対話型の文章生成 AI を念頭に構成されている。一方、テキストだけでなく、画像、音声、動画など異なる種類の情報を処理し、統合して出力できるマルチモーダルな生成 AI が利用できる状況を迎えている。こうした技術の進展を捉え、学校現場における画像生成 AI 等の利用について新たに加えるべき留意事項はどのようなものがあるか。
- ChatGPT、Gemini、Claude などの基盤モデルをそのまま利用したサービスだけでなく、基盤モデルを API 利用したアプリケーション等の教育サービスを提供する事業者が出てきている状況である。生成 AI を搭載した学校向けの教育サービスの導入に際して、追加的に学校現場や学校設置者が留意すべき点や一定の考え方を示すべきではないか。

2. 生成 AI をめぐる様々な議論の進展について

- AI 全体に関する議論として、例えば、経済産業省及び総務省により「AI 事業者ガイドライン（第 1.0 版）」が取りまとめられている（R6.4.19）。AI 事業者ガイドラインにおいては、AI により目指すべき社会としての基本理念、各主体が取り組む原則、共通の指針に関することや、AI の事業活動を担う「AI 開発者」、「AI 提供者」、「AI 利用者」の各主体に求められる役割を明記している。このような AI に係る国内の議論を受けて、初等中等教育段階の学校教育分野における方向性として追加的に示すべき事項があるか。
- 海外においても教育分野における生成 AI の利用に関する指針等の見直しが進められており、本年秋から冬頃にかけて新たな方針が示されることが想定されている。諸外国における検討時期もベンチマークしながら、検討を進めていくべきではないか。

3. 利用者や利用場面に応じた配慮事項等について

- 生成 AI を児童生徒が利用する場合と教職員が利用する場合で留意すべき観点は異なることから、それぞれの場合について配慮事項等を分かりやすく示すべきではないか。

(1) 児童生徒が学びにおいて利用する場合

- 現行ガイドラインでは「子供の発達の段階や実態を踏まえ、」「特に小学校段階の児童に利用させることには慎重な対応を取る必要がある」と記載されている。小学校、中学校、高等学校の各学校段階や児童生徒の発達段階に応じて、生成 AI を利用する際の取扱いや留意点について、具体的に違いを示していく必要があるのではないか。
- 現行ガイドラインでは子供たちに必要な資質・能力に関して、「情報モラルを含む情報活用能力の育成について、生成 AI の普及を念頭に一層充実させる」と記載されている。生成 AI の利活用が前提となる社会を見据えると、情報モラルを含む情報活用能力の育成の重要性が高まってくると考えられるが、どのような観点の資質・能力の育成がより重要になるか。
- 現行ガイドラインでは「適切でないと考えられる例」と「活用が考えられる例」を示している。学校現場におけるパイロット校の取組・実践や技術の進展を踏まえて、新たに加えるべき例はどのようなものか。

(2) 教職員が校務で活用する場合

- 中央教育審議会初等中等教育分科会質の高い教師の確保特別部会の提言（R5.8.28）では、「生成 AI について、業務の効率化や質の向上など、働き方改革の一環として活用を推進する必要がある」とされている。文部科学省は、セキュアな環境を前提とした校務の実証研究の実施を通じて、校務における生成 AI の活用に関する好事例や留意点の整理を行っており、令和 6 年 4 月には「生成 AI を校務で活用する学校」を令和 7 年度中に 50%にすることを当面の K P I として設定している。こうした状況を踏まえ、教職員の働き方改革に資する生成 AI の校務での活用を全国的に推進するためには、これまでの取組に加えてどのような施策を講じる必要があるか。
- 生成 AI の活用にあたって、現行ガイドラインは児童生徒の個人情報を含む機微な情報は扱わない想定で記載されている。他方、セキュアな環境を整えることで、機微な情報を扱うこともできることを前提に校務での生成 AI の活用がより推進される可能性がある。機微な情報を扱う際の環境設定に関する留意点を示すなど、校務での生成 AI 活用に関する多様な選択肢を示すことも必要ではないか。
- 現行ガイドラインでは、校務での活用例として児童生徒の指導にかかわる業務の支援、学校行事・部活動への支援、学校の運営にかかわる業務の支援、外部対応への支援等を示しているが、生成 AI を活用した業務効率化の事例として他にどのようなものが考えられるか。

4. 教師に求められる役割について

- 現行ガイドラインでは、学校現場における判断を適切に行うためにも教師の側にも一定の AI リテラシーが必要であると記載されている。教師の AI リテラシーを育むための方策や AI 時代の教師に求められる役割としてどのようなものが考えられるか。